

# 令和2年度採用 会計年度任用職員を募集します

地方公務員法、地方自治法の改正に伴い、令和2年4月から会計年度任用職員制度が開始されます。現在の嘱託職員や臨時職員の職は、会計年度任用職員制度に基づく職に移行します。

市では、令和2年4月1日から任用する会計年度任用職員を募集します。

## 1 伊賀市会計年度任用職員募集区分

区分	募集職種	基本日額*
1	一般事務補助員、各地区市民センター事務員、庁舎案内業務員、日直業務員、八幡町市民館管理業務員、木興町市民館管理業務員、しろなみ児童館管理業務員、寺田市民館管理業務員、ライトピアおおやまだ管理業務員、ごみ収集（不法投棄収集）等業務員、ごみ収集基地用務員、子育て支援センター支援員（免許無）、薬剤助手、医療事務補助員、教育支援員、教育活動サポーター、社会教育推進員、幼稚園用務員、学校用務員、給食調理員（免許無）、生涯学習センター窓口業務員	7,067円
2	高度事務補助員、市民活動支援業務員、各地区市民センター所長、電話総合案内業務員、通訳兼納税相談員、空家対策業務員、消費生活相談員（資格無）、木興町市民館長、久米町市民館長、八幡町市民館生活相談員、いがまち人権センター生活相談員、いがまち人権センター外出支援員、ライトピアおおやまだ生活相談員、青山文化センター生活相談員、通訳業務員、し尿汲取手数料徴収員、保育士（免許無）、清掃作業員、職業相談員、土木作業員、島ヶ原財産区管理業務員、島ヶ原財産区作業員、診療所医事業務員、医師事務補助員、学校施設管繕業務員、給食調理員（免許有）、社会教育指導員	7,504円
3	移住・交流推進員、空家対策業務員（資格有）、柘植老人憩いの家看護師、不燃性廃棄物処理場業務員、し尿収集作業員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、子育て支援センター支援員（免許有）、こども発達支援センター相談員、ファミリー・サポート・センターアドバイザー、女性相談員、保育所准看護師、レセプト点検専門員、市営住宅使用料徴収員、看護助手、介護福祉士、適応指導教室指導員、教育相談員、青少年センター主任補導員、教育集会所主事	8,053円
4	芭蕉翁記念館学芸員、多文化共生相談員、消費生活相談員（資格有）、まえがわ隣保館児童育成支援員、生活保護面接相談員、生活困窮相談支援員、生活困窮就労支援員・生活保護就労支援員、中国残留邦人自立支援通訳支援・相談員、こども発達支援センター相談員（センター長）、こども家庭支援員、保育士（免許有）、早朝・延長保育士、栄養士、市民病院保育士、教育研究センター事務局長、幼稚園教諭、養護助教諭、特別支援教育支援員、日本語指導補助員、人権教育推進員、古文書解読調査員、スクールバス運転手	8,862円
5	保育所看護師、市民病院准看護師、検査技師、管理栄養士、社会同和教育指導員	9,515円
6	保育所主任看護師、保健師、診療所看護師、市民病院看護師	10,044円

\*基本日額は、1日7時間45分勤務した場合の日額単価を表示しています。実際の1日の勤務時間に応じて割り戻し、日額単価を算出することになります。

例) 区分2の職種が1日7時間勤務の場合  $7,504円 \times 7 / 7.75時間 = 6,777円$  (1円未満切り捨て)

※各職種の採用予定者数や業務内容などは、募集要項・市ホームページをご覧ください。

※随時募集する場合があります。その場合には、市ホームページなどに募集案内を掲載しますので、ご確認ください。

## 2 応募資格

次のいずれにも該当しない人

- 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 当該地方公共団体から、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
  - 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
  - 成年被後見人または被保佐人（12月14日法律施行日前に選考する場合に限る。）
- ※その他、職種によっては、必要な免許・資格などの条件があります。

## 3 選考の方法

任用する担当課などにより、面接による選考試験を行います。

※応募者に後日お知らせします。

## 4 申込方法

提出書類	会計年度任用職員任用選考応募用紙
申込先	人事課 ※郵送または持参
申込期間	11月5日(火)～29日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日は除く。

## 5 勤務条件など

任用期間	1年以内 ※任用後1カ月間は試用期間です。
報酬など	通勤手当相当額は、通勤距離などに応じて支給します。 期末手当は、一定の要件を満たした場合に支給します。 その他時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当相当額を常勤職員に準じて支給します。 職種や担当業務の内容によって支給される内容が異なります。 詳しくは募集要項・市ホームページをご覧ください。
勤務場所	市役所本庁舎、各支所、各地区市民センター、各市民館、保育所（園）、小・中学校など
年次有給休暇	10日以内（6カ月の継続勤務経過後に付与）
社会保険など	健康保険法、厚生年金保険法・雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数・時間により、加入しない場合があります。）

## 6 採用について

- 合格者は令和2年度の採用候補者名簿に登載され、必要に応じて順次採用内定します。この名簿からの採用は令和2年4月1日以降です。なお、合格者は採用予定者数よりも多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。
- 応募用紙に虚偽の記載されていることが判明した場合、合格を取り消し、採用しません。

## 7 問い合わせ

人事課 ☎ 22-9605 FAX 22-9742 ✉ jinji@city.iga.lg.jp